第1編 潜水業務

第1章 潜水業務の概要 (p10~)

1-1潜水業務の定義

業務とは・・・)
法令による潜水業務の定義とは・・・	
但し、業務の分野・作業の種類・水深において()。
つまり潜水業務とは()を用いて行れ 指すとしている。ただし海女(海士)に代表される(つれる全ての業務のことを)は含まれない
潜水業務について・・・ 労働者によって行われるすべての業務は、労働者の安全億 () や() などの法令の定	新生を確保するために、 めるところに従って実施。
潜水業務は、水中環境で行われるため、危険度大。よって潜水業 るのは、潜水業務の安全に関して必要な知識を有していることで 限定される。 ①高気圧作業安全衛生規則第 12 条	
②高気圧作業安全衛生規則第11条	
結論	
潜水業務を行うには・・・・「	免許必要

【問】 下記の文章の正誤を判断し、その理由を答えなさい。(裏面に記入すること)

- 1) インストラクターまで取得した人は、潜水士免許を持っていなくてもダイビングショップでレジャーダイバーを指導するアルバイトをすることができる?
- 2) 海上保安庁内で潜水訓練に参加して合格したならば、潜水業務に就くことは問題ない。
- 3) レジャーダイバーでも、海底清掃などのボランティアに参加することは問題ない。